

千葉県告示第216号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指－75）

令和7年3月19日

千葉市長 神谷俊一

1 指定区域

千葉市中央区院内二丁目101番7の一部（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

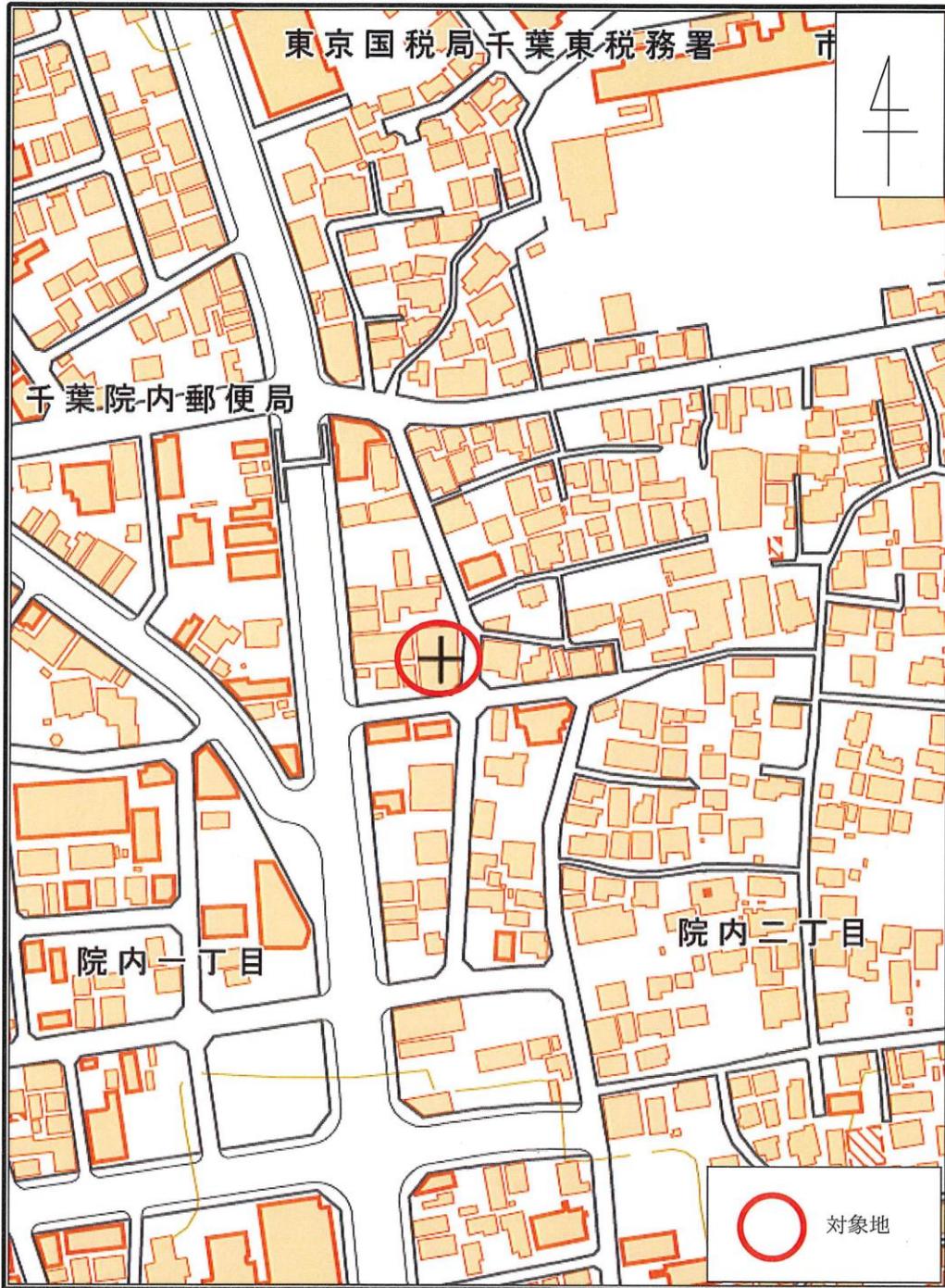
3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

指定区域（指－75）における地下水の水質の測定

別図 1



対象地位置図

出典：国土地理院

別図2

